

(2) 不適切な行為

① 基本的な考え方

- 「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。
- 「不適切な行為」については、児童対象性暴力等に至らずとも、児童等の人としての尊厳を侵害し得るものという認識に立つことが重要である。また、外形上は「不適切な行為」に該当する行為も、状況によっては、問題のない場合もあり得る。しかし、対象業務従事者の意図・目的によっては、リスクのある行為であるとの認識に立つことが重要である。このため、「不適切な行為」が行われる中で、公私の区別が不明確になったり、児童等との適切な距離感が失われたりすることにより、児童対象性暴力等に至るリスクを念頭に置いて、「不適切な行為」を改め、児童対象性暴力等に至ってしまうことを未然に防止することが重要である。
- このため、対象事業者は、対象業務従事者による「不適切な行為」が行われたと合理的に判断される場合には、法第6条等の「児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める」ときに該当するものとして、これらの規定に基づく防止措置を講じる必要がある。
- 「不適切な行為」に係る防止措置は、当該行為が初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは繰り返さないように指導を行い、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行うことが考えられる。一方、指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合や、当該対象業務従事者の加害認識、児童等に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて「重大な不適切な行為」が行われたと合理的に判断された場合には、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断された場合に準じ、原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させないことが求められる（詳細は「Ⅶ. 安全確保措置（防止措置）」参照）。

② 「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例

- 「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例は、次の表に掲げるとおり。
- ただし、これらの具体例は、例えば次のアからウまでに掲げるように、対象事業者、事業内容、対象となる児童等の発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意が必要である。
- ア 児童等の発達段階に応じて、現場で必要となる「身体接触を伴う行為」の範囲は異なるものであり、未就学児（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めに達していない児童をいう。以下同じ。）に対するものと、中高生に対するものを同等に扱うことはできな

- い（※）。一方、個々の児童等の発達段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得ること
- イ スポーツ、水泳、バレエ、ダンス等においては、児童等及び保護者¹⁰の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導があり得ること
- ウ 日常的に児童等の送迎を行う場合と、災害等の緊急事態に送迎を行う場合とを同等と扱うことはできないこと
- ※ 1つの例示であり、児童等の特性、現場の状況を踏まえた判断が必要。

図表 2 「不適切な行為」の具体例

「不適切な行為」の類型	「不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎等	・ 児童等と私的な連絡先（SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う ・ 休日や放課後に、児童等と二人きりで私的に会う ・ 保護者の承諾がないまま、児童等の自宅で二人きりになる ・ 児童等を自宅に招き、二人きりになる ・ 不必要に、児童等を一人で車に乗せて、送迎を行う
撮影	・ 私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する ・ 業務上必要と考えられる範囲外で、児童等の写真や動画の撮影を行う
密室	・ 不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出す など） ・ 更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に児童等と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する
身体接触	・ 児童等に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている など） ・ 業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶする など ※ 未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。 ・ 業務上必要でないのに児童等にマッサージをする、児童等にマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定の児童等とだけ添い寝をする ・ 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い
排せつ介助等	・ 児童等の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行うおとする ・ おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で行う ・ 児童等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している

¹⁰ 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。

「不適切な行為」の類型	「不適切な行為」の具体例
	中で、わざわざ介助に入る ・ 特段の必要性がなく特定の児童等だけに排せつ介助を行おうとする
更衣	・ 不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する ・ 不特定多数の人の目がある中で児童等に更衣をさせる
特別扱い	・ 特定の児童等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする ・ 児童等の容姿等を過度にほめる ・ 特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする
その他	・ 児童等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする ・ 従事者が過度に肌を露出する（性的手なずけにつながる可能性¹¹）

- 「重大な不適切な行為」については、対象業務従事者の加害認識、児童等と与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて判断されることとなるが、既に述べた「不適切な行為」の例に、「執拗に」、「児童等や保護者の意に反することを認識しながら」等の悪質性が高まる要素が加わった場合には、「重大な不適切な行為」に該当し得る。

図表 3 「重大な不適切な行為」の具体例

「重大な不適切な行為」の類型	「重大な不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎等	・ 保護者の意に反することを認識しながら、児童等の自宅等で二人きりになる
身体接触	・ 児童等の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる ・ 執拗に児童等にマッサージをする ※ いずれも、状況によっては児童対象性暴力等にも該当し得る

③ 各対象事業者における「不適切な行為」の決定及び周知

- 「不適切な行為」は、事業内容等に応じて、その範囲が異なり得るものであることから、対象業務従事者が正しくその範囲を理解し、「不適切な行為」を行わないようにするためには、各対象事業者において、業務上の必要性を踏まえて「不適切な行為」の内容を定めるとともに、適切な防止措置を図る観点から、服務規律等に適切に反映することが必要となる。
- 各対象事業者において「不適切な行為」を定めるに当たっては、必要に応じて専門家に相談するとともに、現場で業務を担う対象業務従事者とコミュニケーションを図り、対象業務従事

¹¹ 従事者が児童等の前で過度に肌を露出するという行為は、肌を露出することへの児童等の抵抗感や警戒心を徐々に低減させ、性暴力が起きやすい状況を生み出し得るため、「性的手なずけ」につながり得るものとして記載している。

者が過度に萎縮することがないように留意しつつ、事業の実態に即して決定することが必要である。また、文化・慣習に基づき行っている行為についても、児童等がどのように受け止めるのかという観点から、改めて見直すことが重要である。

- また、「不適切な行為」を定めた場合には、対象業務従事者に対して周知徹底を行うことが必要である。あわせて、「不適切な行為」に該当し得る行為が生じた・見かけた場合に、普段から職場内で議論し、自由に発言できる雰囲気・環境を整えることや、どのような事案が「不適切な行為」に該当するか、日々のミーティング、研修等において議論し、対応を検討する中で、従事者の理解を深めること等も重要である。
- このような過程を通じて、事業内容等に応じた「不適切な行為」に関する議論が現場を中心に蓄積されていくことにより、現時点では十分に認識、指摘、指導等がなされていないような行為についても、「不適切な行為」としての共通認識が形成され、現場での認知や行動変容、ひいては児童対象性暴力等の防止につながっていくものと考えられる。
- 加えて、対象業務従事者だけでなく、児童等及び保護者に対しても、各対象事業者が定めた「不適切な行為」について十分に周知徹底を行い、理解を得て業務を行うことが必要である（児童等や保護者への教育・啓発等については「V. 2.（4）児童等や保護者への教育・啓発」参照）。
- このような取組を通じて、対象事業者、対象業務従事者、児童等及び保護者が、相互に気を付けることにより、「不適切な行為」が行われない環境を実現することが重要である。

④ 「不適切な行為」に関する留意点

- 「不適切な行為」が行われないようにするため、日々の業務の中で、必要に応じて、次のアからオまでのような対応を講じることが考えられる。
 - ア 業務は、可能な限り閉鎖環境ではない場所（対象業務従事者と児童等が一对一になることがないような場所）で行うことや、私的なやりとりは厳に慎むことを、対象業務従事者に呼び掛け、実践すること。
 - イ 身体接触を伴う行為を業務上行う必要がある場合（未就学児等との信頼関係を築くための触れ合い、障害児等への介助、スポーツにおける指導等）には、児童等・保護者に対して、あらかじめ事業者内で「不適切な行為」として定めている範囲について説明し、共通認識を形成しておくこと。また、年齢の高い児童等に対する身体接触が必要な場合については、児童等にその都度、「ここ触るよ」と伝えることや、スポーツ指導等において、あらかじめ個別契約等があるような場合には、その書面で身体接触の有無・範囲について合意をしておくなどの工夫も考えられる。

ウ 児童等から身体接触を伴う行為を求めてきたとき、愛着に課題がある児童等などの場合には、それを無下に断ることが適切ではない場面も想定される。このため、例えば、学齢期の児童等が膝に乗ってきた場合には、「お膝の上じゃなくて、隣に座ろうね」と言いながら、隣に座らせて、必要に応じて手をつなぐなどして安心感を提供することを試みることや、膝に乗せる場合であっても、他の児童等や職員等から見える方向を向くなど、その場に応じた工夫を行うこと。また、児童等が特別なスキンシップを必要としていると思われる場合には、児童等の発達段階や特性を踏まえて保護者¹²に事前に相談するなど、児童対象性暴力等の疑いが起こらないような工夫をすること。

エ 緊急的・一時的に、外形的には「不適切な行為」に該当し得る行為を業務上行うことが必要となった場合（事故等により、急遽児童等の送迎が必要となったときなど）にも、対象業務従事者と児童等が一对一であるなど、「不適切な行為」が行われたとの疑念が持たれかねないときには、事前・事後に、その経過を組織内で共有するなど、児童対象性暴力等につながらないための歯止めをかけるルールを定めて運用すること。

オ 業務上の必要性から SNS やメールを用いて児童等とのやりとりを行っている場合は、可能な限り一对一とならないようにし、第三者が適正か否かを確認できる状況にすること（例えば、SNS のチャットグループを部活動等の連絡手段として利用している場合には、保護者や他の職員等も宛先に入れるなどの工夫が考えられる。また、個人的な悩みの相談が SNS やメールで個別に寄せられた場合には、①上司等に個別の相談を受けている旨を必ず報告する、②私的な端末でのやり取りをせず、秘密は守りつつもトラブル防止の観点からこうした対応が必要なことを、児童等に説明するなどの工夫が考えられる。）。

○ また、「不適切な行為」を行ったとされた者が直ちに大きな不利益を受けるような運用がされると、対象業務従事者を過度に萎縮させるおそれがある。このため、初回かつ比較的軽微な「不適切な行為」の疑いが生じた場合、当該行為自体については、対象業務従事者に対する適切な指導等を行いつつも、その行為を責めるのではなく、そうした行為に至った理由を聴き取り、未然防止の観点から早期に対処する必要性を丁寧に説明するとともに、「不適切な行為」に該当し得る行為が生じたことを職場内の議論のきっかけとし、各対象事業者内における「不適切な行為」の共通認識の形成につなげることが重要である。

¹² 児童養護施設に入所する児童等の場合は、状況によっては、保護者以外に児童等と密接な関わりを持つ職員を含む。